

# 第87回熊本県観光土産品公正取引協議会

## 審査会申込要領

### 1. 審査日時

平成30年 3月16日 (金) 14:00

### 2. 申込締切

平成30年 3月 9日 (金) 17:00

### 3. 審査条件

- ①熊本県観光土産品公正取引協議会会員であること。
- ②当協議会年会費及び審査料が審査開催日の3日前までに納入されていること。  
(納入が確認できない場合は、領収証のご提出をお願いする場合があります。)

### 4. お申込方法

(1) 「審査申込書」 「審査申込書 (商品明細)」 に必要事項をご記入のうえ、3月9日 (金) までに当協議会までご提出下さい。

※出品数に制限はありません。お申込が複数ある場合は、恐れ入りますが

「審査申込書 (商品明細)」 を必要な枚数コピーしてご記入ください。

①新規：今回初めて出品するもの、または過去に審査を受けた商品に価格や内容量など改良が加えられたものをいいます。

②更新：第85回審査会 (平成28年3月11日実施) で合格した商品。認定の有効期間は2年間となり、平成30年3月31日に期限切れとなります。

引き続き当協議会の認定を受けるためには、有効期限までに再審査を受ける必要があります。

(2) 商品1点につき1,000円の審査料を頂きます。

審査料は、下記の口座へ3月9日 (金) までにお振込みください。

※恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担下さい。

なお、既納審査料の払い戻しはいたしません。予めご了承ください。

【振込先】 肥後銀行 紺屋町支店 普通預金 95900  
熊本県観光土産品公正取引協議会 専務理事 谷崎 淳一

裏面に続く

## 5. 審査商品のお預かりについて

商品は、店頭で販売されている状態のものを事務局までご持参いただくか、提出期限日着にて郵送下さい。期日までに商品が到着しなかった場合は、審査を受けることができません。

<審査商品ご提出の際の留意点>

※包装して販売している場合は、包装された状態のもの  
(包装して販売している商品には、包装に商品に品名や容量等を記載したシールを貼付してください)

※商品に品名や容量等を記載したシールを貼付して販売している場合は、通常通り  
内容を記載したシールを貼付したもの

※同じ内容物であっても、容量が異なったり、容器が異なる場合は各1品ずつの  
申込みとなり、審査商品もそれぞれご提出いただくことが必要です。

## 6. 商品の提出期限

① 常温で保存可能な食品等

平成30年3月13日 (火) 必着

② 冷凍・冷蔵保存が必要な食品等、腐敗などの恐れのあるもの

平成30年3月15日 (木) 必着

③ 消費(賞味)期限が非常に短いもの(当日限り)

平成30年3月16日 (金) 午前10時必着

※申込書は3月9日(金)までにFAXまたは郵送で送付ください。

なお、申込書提出時に事務局までご連絡をいただいた商品に限りです。

## 7. その他

① 審査時にパッケージ等を開封するため、出品された商品は返品できません。

② 審査を受けられる商品には、「商品の名称」、「原材料名」、「内容量」、「消費期限又は賞味期限」の全てを明記することが必要です。(ラベル等の貼付をお願いします)

## 8. お申込・連絡等

熊本県観光土産品公正取引協議会

〒860-8547 熊本市中央区横紺屋町10番地 (熊本商工会議所内)

TEL (096) 354-6688 / FAX (096) 352-5202